

特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはな きりしま総合発達支援センター

特定相談支援事業所 たんぽぽ 重要事項説明書

この重要事項説明書は、事業者の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり文書により説明を行うものです。

特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはな きりしま総合発達支援センター 特定相談支援事業所たんぼぼは利用者に対して指定特定相談支援サービス・指定障害児相談支援サービス(以下、「相談支援サービス」という。)を提供します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはな
法人所在地	鹿児島県霧島市国分姫城3147番地1
代表者氏名	前原 利彦
電話番号 (FAX番号)	0995-55-1284 (FAX 0995-73-4304)
認可年月日/認可番号	平成21年4月28日 / 3400-05-004197
ホームページ	http://hanahana.offmaehara.com/

2. 事業の目的と運営の方針

種類	指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業
目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭において、その有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを提供することを目的とします。
事業実施地域	霧島市、始良市、曾於市
営業日、営業時間、休日	営業日：月から金曜日、土曜日は月1回程度営業 営業時間：午前9時から午後6時まで (サービス提供時間：午前9時から午後5時) 休日：日曜日、国民の休日、8/13～8/15、12/29～1/3
名称	きりしま総合発達支援センター 特定相談支援事業所たんぼぼ
所在地	鹿児島県霧島市国分姫城3147番地1
管理者名	徳永 祐治
運営方針	別紙・きりしま総合発達支援センター 特定相談支援事業所たんぼぼ運営規程による
電話番号	0995-73-5836
FAX番号	0995-73-4304
開設年月日	平成27年3月1日

3. 職員体制(令和元年7月1日現在)

職種	員数	常勤		非常勤		勤務時間	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者(兼務)	1名		1			9:00～18:00	
相談支援専門員	3名	2		1		9:00～18:00	
相談員・事務員	1名			1		10:00～12:00	

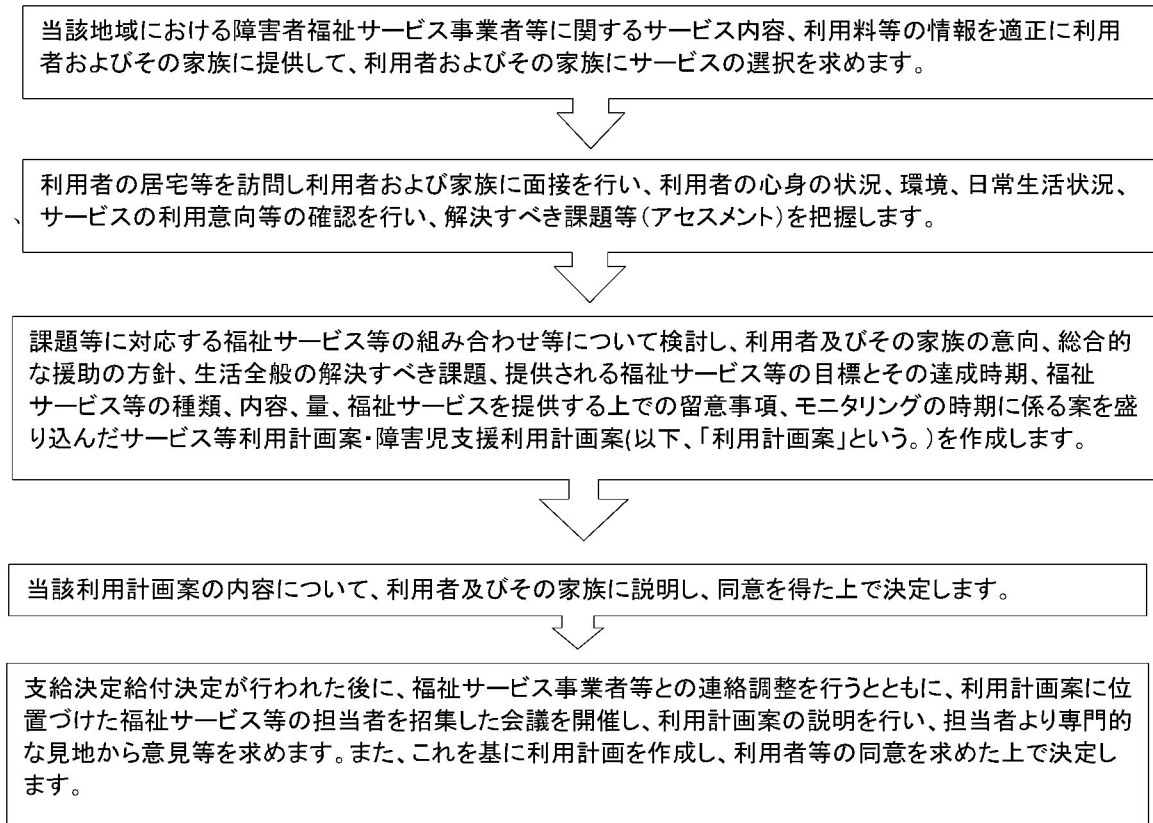
4. 相談支援サービスの概要

(1) 相談支援サービスの内容

【サービス利用支援】

- ① 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「利用計画」という。)の作成に関する業務を担当させます。
- ② 相談支援専門員は、利用者宅を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

《サービス等利用計画作成の流れ》



【継続サービス利用支援】

- ① 事業者は、利用計画作成後において、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を提供します。
- ② 相談支援専門員は、利用計画作成後、計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(モニタリング)を行い、必要に応じて利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、または地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には利用者に対して、支給決定または地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ③ 相談支援専門員は、モニタリングにあたっては利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、利用者宅の訪問等で利用者等に面接し、その結果を記録します。

【サービス等利用計画の変更】

利用者が利用計画の変更を希望した場合、または事業者が利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の双方の合意に基づき利用計画を変更します。

【障害者支援施設等への紹介】

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が障害者支援施設等への入所または入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額・障害児相談支援給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、費用をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市役所へ申請すると計画相談支援給付費が支給されます。)

5. 苦情受付窓口

窓口担当	徳永 祐治（管理者）
解決責任者	前原 利彦（特定非営利活動法人 RyouikuCircle はなはな 理事長）
霧島市保健福祉部 長寿・障害福祉課	所在地：霧島市国分中央三丁目45-1
	電話番号：0995-45-5111
始良市市役所 長寿・障害福祉課	所在地：始良市宮島町25
	電話番号：0995-66-3111
曾於市市役所 福祉課	所在地：曾於市財部町南俣11275
	電話番号：0986-72-0935
福祉サービス運営適正化 委員会	所在地：鹿児島市鴨池新町1-7(県社会福祉センター内)
	電話番号：099-286-2200

6. 相談支援サービスを利用の際に留意していただく事項

当事業所を利用される方の快適性や安全性を保つため、次の事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
衛生管理	施設内の清潔・整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。 感染疾患時は、医師の指示に従ってご利用ください。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。

相談支援サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所

きりしま総合発達支援センター

名称 特定相談支援事業所 たんぼぼ

説明者 管理者 徳永 祐治 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

保護者・成年後見人等 氏名 印

住所

続柄